

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部は改正部分）
（ゴシック体は電波監理審議会への必要的諮問事項）

改 正 案

現 行

（空中線電力の許容偏差）
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（空中線電力の許容偏差）
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一〇九（略）	送信設備	許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
十 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。）	陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行う陸上移動局を除く。）と通信を行うもの	八七	六二
十一、十三	陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	八七	七四

一〇九（略）	送信設備	許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
十 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。）	陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行う陸上移動局を除く。）と通信を行うもの	八七	六二
十一、十三	陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	八七	五九

(略)	十四 シング ルキャリア 周波数分割 多元接続方 式携帯無線 通信を行う 無線局	次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の六の九において無線 設備の条件が定められている基地局 の送信設備	八七	四七
	<p>(二) 第四十九条の六の十において無線 設備の条件が定められている基地局 の送信設備</p> <p>(三) 第四十九条の六の十において無線 設備の条件が定められている陸上移 動局の送信設備</p> <p>(四) 第四十九条の六の十において無線 設備の条件が定められているシング ルキャリア周波数分割多元接続方式 携帯無線通信設備の試験のための通</p>			

(略)	十四 シング ルキャリア 周波数分割 多元接続方 式携帯無線 通信を行う 無線局	次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の六の九において無線 設備の条件が定められている基地局 の送信設備 (二) 第四十九条の六の九において無線 設備の条件が定められている陸上移 動局の送信設備(七一八MHzを超え七 四八MHz以下の周波数の電波を送信 する場合を除く。) (三) 第四十九条の六の九において無線 設備の条件が定められているシング ルキャリア周波数分割多元接続方式 携帯無線通信設備の試験のための通 信等を行う無線局(シングルキャリ ア周波数分割多元接続方式携帯無線 通信を行う基地局の無線設備の試験 若しくは調整をするための通信を行 う無線局又は基地局と陸上移動局と の間の携帯無線通信が不可能な場合 、その中継を行う無線局(時分割複 信方式を用いるものに限る。)をい う。以下同じ。)の送信設備	八七	四七
	<p>(四) 第四十九条の六の十において無線 設備の条件が定められている基地局 の送信設備</p> <p>(五) 第四十九条の六の十において無線 設備の条件が定められている陸上移 動局の送信設備</p> <p>(六) 第四十九条の六の十において無線 設備の条件が定められているシング ルキャリア周波数分割多元接続方式 携帯無線通信設備の試験のための通</p>			

2・3 (略)

十五〜十八 (略)	<p>信等を行う無線局（シングルキャリアア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備</p>	<p>第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものを除く。）</p>	<p>第七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	八七	五三
		<p>第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものに限る。）</p>	<p>八一五MHzを超え八三〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	八七	六二
		<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	八七	四七
		<p>八一五MHzを超え八三〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	八七	七〇
		<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	八七	五八

2・3 (略)

十五〜十八 (略)	<p>信等を行う無線局の送信設備</p>	<p>第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（七一一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）</p>	八七	六二

4 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものの送信設備及び複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができるものの送信設備（当該送信設備と同一の筐体コネクタに収められた符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局（拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。）又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局（拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。）の送信設備を含む。）の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条（略）

2・3（略）

4 七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二（略）

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

（表略）

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条（略）

2・3（略）

4 七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二（略）

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

（表略）

(表略)

7 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

(表略)

8 5 29 (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを

及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

(表略)

7 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び**シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局**並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び**シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局**並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

(表略)

8 5 29 (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の**無線設備**、**シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備**又は**シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備**のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
無線設備の区別	周波数

	<p>超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
陸上移動局の無線設備	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下</p>

一 一般的条件

イ ホ (略)

ハ キヤリアアグリゲーション技術(二)以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。()を用いる場合には、一又は複数の基地局(一)の者により運用されるものに限り、(二)の陸上移動局との間の通信に限るものとする。

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

- (1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

基地局の無線設備	<p>七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
陸上移動局の無線設備	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下</p>

一 一般的条件

イ ホ (略)

シングルキヤリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備

七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四四・九MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

(2) 陸上移動局の無線設備 各空中線端子における値の総和

二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ ホ (略)

二 キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯の連続する搬送波を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ ホ (略)

五 空中線電力(キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

六 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

3・4 (略)

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。

二 筐体は、容易に開けることができないものであること。

三 筐体の見やすい箇所に、屋内においてのみ電波の発射が可能である旨が表示されていること。

二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ ホ (略)

二 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ ホ (略)

四 空中線電力は、二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

3・4 (略)

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。

二 筐体は、容易に開けることができないものであること。

三 筐体の見やすい箇所に、屋内においてのみ電波の発射が可能である旨が表示されていること。

四 交流電源を使用していない無線設備については、交流電源を使用している無

四 使用する周波数帯における空中線電力は、次の値をそれぞれ満たすこと。
イ・ロ (略)

五 送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に前号に規定する空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

六 最大輻射電力より一〇デシベル低い輻射電力における上限及び下限の周波数帯幅は、四五〇MHz以上であること。

七 三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用するものの送信速度は、毎秒五〇メガビット以上であること。ただし、雑音又は他の無線局からの干渉を回避する場合を除く。

八 三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用するものは、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する干渉を軽減する機能を有するものであること。ただし、任意の一MHzの帯域幅における空中線電力の平均電力が(一)七〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下のものについては、この限りでない)。

2 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものは、前項第二号、第四号及び第六号に規定する条件に適合するほか、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下でなければならぬ。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に同項第四号に規定する空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を二〇デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)
第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方と

線設備からの信号を受信した後でなければ、電波を発射してはならない。

五 使用する周波数帯における空中線電力は、次の値をそれぞれ満たすこと。
イ・ロ (略)

六 送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に前号に規定する空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

七 最大輻射電力より一〇デシベル低い輻射電力における上限及び下限の周波数帯幅は、四五〇MHz以上であること。

八 送信速度は、毎秒五〇メガビット以上であること。ただし、雑音又は他の無線局からの干渉を回避する場合を除く。

九 三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用する無線設備は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する干渉を軽減する機能を有するものであること。

2 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものは、前項第二号、第五号及び第七号に規定する条件に適合するほか、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下でなければならぬ。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に前項第五号に規定する空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を二〇デシベルまで送信空中線の利得で補うことができる。

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)
第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方と

する陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

- 一 一般的条件

イゝ二 (略)

ホ **キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(一)の者により運用されるものに限る。(一)から(一)の陸上移動局への送信に限るものとする。**

ものとする。

- 二 (略)

257 (略)

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

- 一 一般的条件

イゝ二 (略)

ホ **キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(一)の者により運用されるものに限る。(一)から(一)の陸上移動局への送信に限るものとする。**

ものとする。

- 二 (略)

257 (略)

する陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

- 一 一般的条件

イゝ二 (略)

- 二 (略)

257 (略)

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

- 一 一般的条件

イゝ二 (略)

- 二 (略)

257 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表
(表略)

注 1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア～カ (略)

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする (fは、送信周波数(単位Hz)とする。)

(7) 基地局

A 空中線電力が38デシベル (1mWを0デシベルとする。) を超えるもの $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B 空中線電力が20デシベル (1mWを0デシベルとする。) を超える38デシベル (1mWを0デシベルとする。) 以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

C 空中線電力が20デシベル (1mWを0デシベルとする。) 以下のもの $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

(1) 陸上移動局 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

ク (略)

(2)～(17) (略)

32～54 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～11 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表
(表略)

注 1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア～カ (略)

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする (fは、送信周波数(単位Hz)とする。)

(7) 基地局 $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

なお、空中線電力が24デシベル (1mWを0デシベルとする。) 以下の場合にあつては、 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz、空中線電力が20デシベル (1mWを0デシベルとする。) 以下の場合にあつては、 $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

(1) 陸上移動局 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

ク (略)

(2)～(17) (略)

32～54 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～11 (略)

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1～4 (略)

5 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

(1)～(4) (略)

(5) 陸上移動局の無線設備がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合 総務大臣が別に告示で定める値

6 (略)

第13～65 (略)

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1～4 (略)

5 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

(1)～(4) (略)

6 (略)

第13～65 (略)

改正案

現行

第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。

第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一〇十一の十九 (略)

一〇十一の十九 (略)

十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は**シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備**であつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の二十の二〇六十六 (略)

十一の二十の二〇六十六 (略)

2 (略)

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1) (2) (略)
- (3) 特性試験

- (1) (2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	
	(略)	(略)	(略)	第二条第一項第十一号の二十の無線設備 (略)
送信装置	搬送波を送信していな	低周波発振器電力測定	(略)	(略)

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	
	(略)	(略)	(略)	第二条第一項第十一号の二十の無線設備 (略)
送信装置	搬送波を送信していな	低周波発振器電力測定	(略)	(略)
			(略)	注16 (略)

いう。)の無線設備(周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。

17(21) (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二又は第五十七号の三である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(セ)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及

の通信を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備(周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。

17(21) (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二又は第五十七号の三である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(セ)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及

び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

二・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHz から 162MHz まで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20kHz 間隔 1,001 波)」のように付記すること。

(2) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は 1925.32MHz から 1934.68MHz までのうち連続した最大 4.32MHz 幅)」のように限定された周波数の範囲を放射可能な周波数に付記すること。

(3) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。

(4) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から

び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

二・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHz から 162MHz まで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20kHz 間隔 1,001 波)」のように付記すること。

(2) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。

第 11 号の 20 の 3 までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからカまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

ア 718MHz を超え 748MHz 以下及び 773MHz を超え 803MHz 以下の周波数帯

イ 815MHz を超え 845MHz 以下及び 860MHz を超え 890MHz 以下の周波数帯

ウ 900MHz を超え 915MHz 以下及び 945MHz を超え 960MHz 以下の周波数帯

エ 1427.9MHz を超え 1462.9MHz 以下及び 1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下の周波数帯

オ 1744.9MHz を超え 1784.9MHz 以下及び 1839.9MHz を超え 1879.9MHz 以下の周波数帯

カ 1920MHz を超え 1980MHz 以下及び 2110MHz を超え 2170MHz 以下の周波数帯

4～12 (略)

4～12 (略)

改正案	現行								
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 前項に規定する無線局の無線設備に対する第二十四条第十八項及び第四十九條の二十七第一項第四号の規定の適用については、第二十四条第十八項の表中</p> <table border="1" data-bbox="790 212 1077 694"> <tr> <td>「 二、七〇〇MHz以上三・四GHz未満 三・四GHz以上四・八GHz未満</td> <td>とあるのは</td> </tr> <tr> <td>「 二、七〇〇MHz以上四・二GHz未満 四・二GHz以上四・八GHz未満</td> <td>と、</td> </tr> </table> <p>同号イ中「(二) 四一・三デシベル」とあるのは「(二) 四一・三デシベル(三・四GHz以上四・二GHz未満の周波数帯においては、(二) 七〇デシベル)」と、同号ロ中「〇デシベル」とあるのは「〇デシベル(三・四GHz以上四・二GHz未満の周波数帯においては、(二) 三〇デシベル)」とする。</p> <p>4 (略)</p>	「 二、七〇〇MHz以上三・四GHz未満 三・四GHz以上四・八GHz未満	とあるのは	「 二、七〇〇MHz以上四・二GHz未満 四・二GHz以上四・八GHz未満	と、	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 前項に規定する無線局の無線設備に対する改正後の第二十四条第十五項及び第四十九條の二十七第五号の規定の適用については、改正後の第二十四条第十五項の表中</p> <table border="1" data-bbox="790 1220 1077 1702"> <tr> <td>「 二、七〇〇MHz以上三・四GHz未満 三・四GHz以上四・八GHz未満</td> <td>とあるのは</td> </tr> <tr> <td>「 二、七〇〇MHz以上四・二GHz未満 四・二GHz以上四・八GHz未満</td> <td>と、</td> </tr> </table> <p>改正後の第四十九條の二十七第五号イ中「(二) 四一・三デシベル」とあるのは「(二) 四一・三デシベル(三・四GHz以上四・二GHz未満の周波数帯においては、(二) 七〇デシベル)」と、同号ロ中「〇デシベル」とあるのは「〇デシベル(三・四GHz以上四・二GHz未満の周波数帯においては、(二) 三〇デシベル)」とする。</p> <p>4 (略)</p>	「 二、七〇〇MHz以上三・四GHz未満 三・四GHz以上四・八GHz未満	とあるのは	「 二、七〇〇MHz以上四・二GHz未満 四・二GHz以上四・八GHz未満	と、
「 二、七〇〇MHz以上三・四GHz未満 三・四GHz以上四・八GHz未満	とあるのは								
「 二、七〇〇MHz以上四・二GHz未満 四・二GHz以上四・八GHz未満	と、								
「 二、七〇〇MHz以上三・四GHz未満 三・四GHz以上四・八GHz未満	とあるのは								
「 二、七〇〇MHz以上四・二GHz未満 四・二GHz以上四・八GHz未満	と、								